

資料 No. 1

真鶴聖苑での火葬利用に対する補助金交付制度（案）について

熱海市火葬場の被災に伴い、協定に基づき令和6年8月31日から真鶴聖苑で熱海市民の火葬の受け入れを行っています。

この受け入れによって、湯河原町民が火葬に付されるまでに以前より日数を要することが多くなり、その間、遺体保管に係る費用が増額となる状況となっております。

この負担の軽減を図るため、真鶴聖苑で熱海市民の火葬を受け入れている期間、真鶴聖苑で火葬に付した湯河原町民の葬祭を行った方に次のとおり補助金を交付する制度を創設するものです。

- 1 補助金額 火葬1件につき一律20,000円を補助
- 2 補助対象期間 真鶴聖苑で熱海市民の火葬の受け入れを開始した令和6年8月31日から熱海市民の火葬の受け入れが終了するまでの間
- 3 補助対象者 本町に居住し住民登録されている方が死亡し上記期間中に真鶴聖苑で火葬に付した際に、死亡した方の葬祭を主として行う者として真鶴聖苑の利用申請をした方
- 4 対象件数（見込）

令和6年度	278件
令和7年度	480件
合計	758件
- 5 事業費（概算）

補助金	15,160,000円
郵便料金	263,000円
事務用品費	63,000円
合 計	15,486,000円

《参考》令和6年度熱海市民受入件数と湯河原町の歳入

熱海市民使用料	1件 70,000円×282件	}	合計 19,780,000円
身体の一部	1件 20,000円× 2件		

熱海市民使用料合計 19,780,000円

× 湯河原町負担割合（件数割）75.17% = 14,868,626円